

保護者 様

関西高等学校

校長 藤原 佳市

学校感染症による出席停止について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

本校では、学校保健安全法第19条、同施行規則第18、19条により、学校において予防すべき感染症について、以下のように出席停止の措置をとっております。尚、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症につきましては、保護者様の証明による証明書の提出をもって出席停止といたします。その他の感染症につきましては、医療機関における治癒証明書をもって出席停止といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（証明書類につきましては学校ホームページ、「保護者の方へ」よりダウンロードできますので、ご利用ください。）

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消失した後2日を経過するまで。 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 第3種と同じ。 第3種と同じ。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。